

感染症診査協議会条例の一部を改正する等の条例をここに公布する。

平成 19 年 3 月 19 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県条例第 10 号

感染症診査協議会条例の一部を改正する等の条例

(感染症診査協議会条例の一部改正)

第 1 条 感染症診査協議会条例（平成 11 年岩手県条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）<u>第24条第5項</u>の規定により、各保健所に置く感染症診査協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）<u>第24条第6項</u>の規定により、各保健所に置く感染症診査協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

(結核診査協議会条例の廃止)

第 2 条 結核診査協議会条例（平成 17 年岩手県条例第 9 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。